

佐賀県告示第227号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、令和7年11月1日から施行する。

令和7年10月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 略 2 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号） <u>第2条第14号に規定する</u> 諸収入金のうち寄附金及び佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用するもの及び払込取扱票によるものに限る。）	株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 略 2 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号） <u>第2条第15号の</u> 諸収入金のうち寄附金及び佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）第2条第2号の徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用するもの及び払込取扱票によるものに限る。）
	九州内（沖縄県を除く。）の全ての	県営住宅及び駐車場の使用料並びに <u>佐賀</u>			県営住宅及び駐車場の使用料並びに徴収

改正前				改正後			
		ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	県県税条例第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書によるものに限る。）			ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	金の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書によるものに限る。）
		福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金並びに佐賀県県税条例第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（自動払込によるものに限る。）			福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金、徴収金並びに佐賀県心身障害者扶養共済制度の掛金の収納事務（自動払込によるものに限る。）